早良郡

樋 椎 脇 脇山村井內野村 松井 山 鄉 鄕 原 整 太平寺 板 石竈并曲淵 屋 址 村 **邓**油 背 仙 亂 振 濕 山 山 道

布

筑前 傾風 記 卷之二十一

貝原好古編錄貝原篤信選定

竹田 定 直 校正

早良郡 下

0脇 山郷

椎原、 淵、 と東光寺の院内の地也。 も云り。會津風土記日、 別院此村に在しかは、 へるがごとし。 凡八村をすべて脇山郷と云。昔背振山東門寺 板屋、小笠原、 西村 右の八村をすべて脇山院内と 早川郷の内、院内村は、 故に村の名を院内といふと 脇 山 內野 石竈、 B 曲

〇石竈井曲淵

飯場、 曲淵、其次は石竈也。 上に在て、 曲淵、石竈は、 怡土郡に屬し、 山谷のかたち、 一谷の内に在り。 西に在り。 川の流れ、西よ 其下流の次は 飯場は、 最

曲淵より金武村へ越る道を初てひらきしと云。家の奴婢三百餘人あり。牛馬數九十六疋持てり。 墓所あり。 谷の奥より口は漸廣し。內野村は其谷の下の入口也。 þ 長福寺と云廢寺の址あり。曲淵氏代々の寺にして、 内野の下にて、 石竈には茂山あり。林木うるはし。 東 へ赴けり。三村共に何れも狹き谷の內也。されど となり、富めり。田畑百六十町、他村をかれて作る。曲淵村に曲淵河内が家人三郎右衞門と云者、後に農人 岡鷺川と一に合て、 字土たうけと云。。寛永十六年に死す。 曲淵村に醫王山 早良川となる。

〇火亂瀑布

中の側に岩角あり。夫に當り、水激して下る。瀧の高 引、大和の龍門、蜻螟が瀧、桃生の瀧は勝れたれども、 六間許。 竈の奥、板場より流るゝ水には非ず。南山の別の谷よ 石竈村の境内にあり。 上方に在て遠ければ、暫く是をおく。 り出る水なれど、瀧水稍多し。大岩の上より落下る。 小城郡清水の瀧、 豊後の龍門の瀧、 佳景也。凡瀧は紀州の那智、攝津の箕面、布 松浦郡伊岐佐の瀧、肥後の宇田 下石竈より半里奥にあり。 豊前の菅王子の瀧、 近國には肥前 石

亂と云山伏、劒術の上手にて、 観賞は是に及ぶべからずとぞ覺え侍る。 共、幽僻の地に在り。上野の瀧は遠く見えず。然れば共、幽僻の地に在り。生野の瀧は遠く見えず。然れば 瀧にうたれ修行せし放に名付となむ。 けれ共、此火亂の瀧にしくはなし。里人の日、昔火 大瀧なれば、 どこそ勝れたる瀧 是に比しがたし。菅王子は高 なるべけれ。 魔法を行ひしが、 半田、龍門、 此國に 清水は 瀧

〇脇山村井內野村

北の 山 此 其間一里許あり。 くして長し。南方林木茂り、北は油山に ひ、よき境地也。右に記せし荒牛の城も、 ł: 兩 故に、荒平と名付。此村の東に小笠木村あり。 の間なれ共、頗廣 村は、 故に北の山を後にして、 端に在て、 此邑は荒平山の南に在て、 北に荒平山あり、 顆は異なれり。 凡筑前は北に海を受て、 1 田多し。荒平山は 南に椎原山 南に向へる所稀 此荒平山のつ 陰にそむき、 あり。 つ 南に山 此 いきて 四方廣 也。 山 陽に 1. きな 其 西

寺隆信に奥せしが、荒平の小田部氏より攻殺さる。 己に荒平城の所に詳也。 を結び 等猶殘れり。此大敎坊は、天正の比の者にて、徒 せしにや。池田と云枝村あり。 **乃御前谷と云。此夜刄御前と云しは、小田部氏が妾** 荒 山伏の住せし宅の址、大日堂の側に在り。泉石植木 に在り。 りと云へり。近年は大蛇を見る者なしと云。 る谷へ埋む。 なりしを、主婦の嫉妬によりて殺され、是を城の南 华山 ぶ者も有しとかや。里人は夜刄御前が化する所 別所村へ出る。荒平城の下に、大なる谷あり。夜 是を見る人、驚恐て絕倒し、病となる。或は死に 畑と云谷へ入る。西畑より東へ行は、那珂郡 の麓に在り。 此所に大日堂あり。 近邊を掠め、 故に此谷の名とす。其後此谷に大蛇 小笠木村より東へ行て山を越れ 頗る威をふるへり。 古佛也。大教坊と云、 脇山・岡鷺村との 後に龍造 旣に 間 死 な 75

O 仙 道

又元祿三年四月二日、今の邦君綱此公來駕し給ふ。 同七年三月十八日、再遊し給ふ。 又光之公來駕し給ふ。此時網政公も隨從し給へり。 此館に宿 12 別宅營作の後、寬文六年七月十八日、光之公初て爰 又峯巒長くつらなりて、月雪花紅葉の詠 らして、 らげ、馳追を開きて、並木の櫻を植置り。 所 の宅構へたり。後に山あり。前に川あり。何 舍は少し高き所に在て、躋る事數十步、其下地を平 を发し移さむ迚、寬文四年、先木を切拂ひ、 也。其後仙道の境地勝れたる故に、彼三郎丸の舊館 光之公より是を重種に賜る。此邊皆重種が采地成 枝村三郎丸に邦君の行館有しを、 内野の枝材也。 來遊し給ひ、 黒田半左衞門重種が別宅あり。初同郡東入部の 基を開く。翌年の春、營作の功成就す。 して、翌日歸給ふ。 前川にて鰷を取らせ、夜に及ねれば 荒平山の西南の麓、 其後延實元年七月五日、 寛文二年八月に 高 地に在 其傍に家士 め絶す。 ひには 山 **b** をな 館 此 故

○椎原は

年里あり。此村の南に、さかもりと云高山あり。 此村は、 五所に道の側に石を立たり。 より板屋村に坂を登りて行に、麓より一宮二宮とて、 に、鬼の鼻と云山あり。 山の西也。其西に獵師が鼻と云岩山あり、 にも山あ かな山と云。其西の高き、かや山を、王丸と云。椎原 脇山の南の山中にあり。 þ 兩所に民家あり。福岡へ四里。 共に高し。其遙西の高山を、 其間四五町餘あり。 南に高山あ 脇 叉其遙西 5 山より 背振 北

O板 屋 村

背振 也。 背振山の麓の高き所に在て北に向ひ、甚寒き所也。民 是を以て板屋村の地甚高き事を知べし。 里半あり。 屋廿家許あり。一村南北三所に分る。山の尾を隔つ。 珂郡の五ケ村を經て福岡に行ば、七里餘あり。 杉嶺より板屋迄は半里有て、其下り坂高からす。 山には村の間の原より登る。椎原村より是迄 其間椎原より杉嶺以真名子迄一里は高き坂 又是より那 其間

良 共、早良郡の諸村とは山を隔たり。此地は那珂 躑躅多し。 ちじるし。 岩戸までは、ひたすらに下り坂也。岩戸より福岡へ行 れば 前に、兩谷の落合あり。左に行ば板屋道也。右の谷 凡五箇山に櫻多し。就中、小河内に尤多しといへ共, 上にて五箇山の上流に在て、 板屋に屬す。民屋なし。板屋は早良郡に屬すとい は水多し。 福岡へ行ば、五里半あり。此里は小河内と同谷に の麓 山杉嶺を限とせずして、山を越、 ・漸くひきゝにつく。是又此村のある所甚高き事い 限 其間一里はから、河上にある村也。其間 叉村中にも前山の 甚だうるは 0) 少東に在 小河内より板屋へ行に、板屋の下六町許をなる 此村より椎原の方へ下り、 那珂川の本源也。其谷の奥を池田 那珂郡と境を分でり。 90 Lo 他山の櫻より匂こまやか也。 側にも櫻多し。 上宮の下には谷多し、 同じ谷の内なれ共、 此 東の方を以て早 村は背振山上 春の比 早良郡を選り 山 川 と云 櫻多 望見 の川 西

う。 月ま 深き故 **雪積る事二三尺許。世間に大雪降る時は、** 長じが たし。是皆寒 氣烈しき故 は植 唯早稻を植ふ。中稻も惡しゝ。晩稻はうへず。是寒気 り後. うればみのらず。唯蘿蔔と芋のみ宜し。 猾寒し。此里に蚊なし。是のみせめて餘所の里に増 家に靜に居て動かざる者は、 の一重櫻より、 板屋の櫻は猶夫に三倍せり。 是 で里中にも雪消ずして、 れども生長せず。後には枯る。茄、豇豆などう 三日を此山櫻の盛り期とす。其比迄猶梅花も 也。 寒し。朝夕は夏と云へ共、袷衣を二重ね着て 稻は熟せずして、青色を帶ぶる故に米惡しゝ。 國中 第一の 好品 也。詳し。「毎年十月より正 地高くして陰寒甚敷故に、花尤遲し。 栗と澁柿 廿日許り遅し。大やう三月中穀雨 の外菓なし。橘、柑、金橘の類 寒氣甚 板屋村は、 晝も袷衣を着、夜は 也。 L 叉菊を 多くう 他の茶蔬は 常の冬は 小河内よ 是より 福岡

資珠 に高 神體は木像にて、六軀あり。 宮に登る道に尤多し。此里に北山殿とて社あり。 する物にこそ侍るなれ。此地櫻花多きのみならず、 時 秋冬紅葉多くして見つべし。中について楓多し。 る 。 深 れども、人住侍るは、およそ人の身は、唯馴るゝを安 又かくのごとしと云。山深き事は、上座郡小石原 く積る。 上宮の神の眷屬なりと云傳ふ。 山 此地民家に雪の降積む事五尺餘、民家の檐に至 田圃には六尺餘積り。其後天和三年十一月晦日、 穂波郡八木山に似て、此地は山中の地形殊 陰氣深くして冬寒し。 慶安三年十一月廿九日夜、 衣冠に男女の形を作れ かゝるわびしき所な 世上大雪降し 其

〇背 振 山 背振神社

高 又白字津山とも云由、書寫御廟講私記に出たり。山上 に神祉あり。此上に登るに、板屋邑より原野を十二三 山也。 振 山は、板屋村の西南に在り。 此山を金龍山と號すと傳通記に見えた 國中にて勝れ 90 72

れば、 b_o て見ゆ。 の油山は此山に近くして、 しと云へ共 き時は、朝鮮國見ゆ。春月霞多き時と云へ共、曇 板屋より御社まで廿二三町許あり。山上より四方を 削 山上に上るに、十町許り嶮路也。老幼尫弱なる者は、 社へ参詣する人、 町許登り行けば林木あり。又鷳水あり、祓川と云。 に望めば、 日は、壹岐對馬まで能見ゆ。 ひ望 なる人の帶に取付、後なる者に腰を押されて登る。 唯平 山上より北に願れば、 部产 此 又肥後、 めば甚廣遠也。 地 豊前の意山高しと云へ共、 國御笠郡の竈門山、 U 如 此山上より 肥前筑後兩國、 薩摩、 ع > く見ゆ。 发にて祓除す。 に してひきし。 日向、 秋の頃天氣晴朗にして烟靄 見れば猶服下に在 又高けれ共、 凡此山に登臨すれば、 筑前目のあたりに見ゆ。 夜須郡 豐前 共に眼下に俯してう **對馬は是より百里あ** 其燗水あ 涩 此 諸 た の古所山抔皆 山に肩を比 山ら、連續 其 此 h 餘 山より る所よ 0) 此 らざ b 御

背布利神に從五位下を授給ふと記せり。然は朝廷せぶのか。 と云。 書傳に記さず。此御神のみならず、神號を記さ 國に渡らざれば辯才天の名無し。 神を世に辯才天と稱す。 れば、午爱に詳にせず。 向の時、 貞觀十二年五月廿九日庚辰、詔して筑前國正六位上 皇后三韓を攻給ひし時、祈願の爲に是を立て祭給 會」當下凌三絕頂」一中覽衆山小上と云ふも、アハンマサニィデ 事諸山の上にそびえたり。 き事を眼力の及ぶ所に極め、 いへ共、衣薄くしては忍び難し。山上の御社は、神 べし。毎年三月迄雪あり。山上甚風寒して、 、殊に崇させ給ひし神なるべし。足利尊氏九州 林苑に見えたり。一神功皇后此國に七社を創立此事宴曲抄の内、玉神功皇后此國に七社を創立 背振の社も、其隨一也。三代質錄に、清和天皇 是甚故ある事にて、 白旗を捧て祈願有し事あり。ま林苑に見此御 凡諸社の神號、諸記に載せた 神功皇后の御時、佛法 杜子美が泰山を望む詩に 神道の極秘とする事な 下よりるふげば 但其神號 斯る山 は 秘 10 極暑と る社 未否 高き 功

なれ共、 て一乘菩提の法を行ひし所、是を胎金兩部の岩室と 佛法所持の門とす。伇優婆塞是を見て、西の嶺に株人の5はまる 背振しは山の名也。 才天出現の所とするなるべし。又三國傳通記糅抄に、 す。其址今存して伇行者と云。又狩籠の岩屋は、乙 敷神なれ共、辨才天と種する皆此類也。 性生島の神號も、 にあり。 天童の所爲なりと云。此事又玉林龍池岩窟等を以て辯 水底の石面に、金の銘を顯はし、龍宮大城に通じて 今此背振山は、頂に龍池あり。 安藝の嚴島は、此國宗像の市杵島姫を勸請したる社 の水邊窟中にある神を呼て、辯才天と稱する者多し。 兩部習合の說行はれて後、此議を附會して、 日。辯才天爲,閻浮之長姉。又曰,在,坎窟及河道。故に 今此神を辯才天と稱する故を考ふるに、大日經疏に るも多しと云へ共、識者の甚秘するは子細ある事也。 辯才天と稱し、近江竹生島も、往昔より久 乙護法とは、其山にある所の神なりと有り。 又金龍山と云。 其址今猶存す。 彼山寺は筑前 凡我邦 此池 於

馬を龍と云事、唐土の文にも見えたり。玉林苑には、 附會して云るにや。玉林苑にも、飛龍背を振しかば、 る故、 龍樹權現跡をしむ。 云。是又神功皇后新羅百濟高麗を平げて歸給ひ、 **乗給ひし馬の背を振たる故に、背振山と名付た** 神功皇后の御時、 云傅ふるは、古辯才天百濟國より爰に來り給ふ時 以上皆背振山の神を辯才天と稱する說也。又里民の りと云ふ。尙白山權現の古跡あるは此所なるべし。 に、乙天童護法出現の靈地は、背振の白字津山に在 なりと、背振山の縁記に記せし由云り。是第十五番な **重子あり。** 上に登り、 及元亨釋書に記せり。と事、下に詳也。一般才天に十五 乙護法は、性空上人に隨仕せし神童なりと、山門舊記 誠に神秀の地なるかなとあり。飛龍は馬を云。 辯才天のおと子と云意也。又書寫御廟講 乙天童護法は、 神社を立給ふ所を見そなはし給ひし事を 佛法流布の前に、 **傷善大王、辯才天、乙護法の窶** その第十五の童子の化身 かゝる事あるを 私記 þ 此

らん。 振山の僧徒と、 又大日堂、観音堂・鐘樓抔の跡、其礎猶殘れり。 此山の僧湛譽と云し人、朝廷の祈禱をせし事、 ず。役氏の法を修行せしなるべし。元明天皇の御時、 篠多し。玉林苑にも、 かる大寺の殘りなく亡びし事、何故ぞと尋るに、告背 抄に見えたれば、此寺はいと久敷世よりありけるな 見の嶽に至る由記せり。昔は此神社いかめしく、 し。其遺趾猶南方の下き所に在て 各階級をなせり。 其外樹なし。其北に風穴あり。絕頂より下には、 しとかや。天台宗未だ渡らざりし前は、其宗旨詳なら り。 玉林苑にも其事 入唐の時も 皆此山に入て祈願ありし事、古記に記せ 奇妙の事なる由下文に云り。背振は、中古より後は、 ひたすら佛地となれり。傳敎、弘法、慈覺、智證等 の尊敬せし所也。宮司を東門寺と云。天台宗なり 僧坊三百區ありしと云。今は寺院も僧坊もな 同郡西油山天福寺の僧徒とむつまじ 御社の側に、小なる黄楊の木あり。 幽々たる小篠原を登りて、 宴曲 國

播 叉花 られ 秋、 b 寄、 上 成 再 を再創 報ん為 天福 **猶七十五町** 建する人なし。 か 州 人 n 興の 共出さす。 þ 山法皇書寫山に登り給ひし時 日 0 寺へ行 當國の主となられし時、 の書寫に移 板屋村にも亦叢祠 火をかけ 向 賴 せし 西 此 12 油 b 時 の霧島より、筑紫背振山に來て住居 天福寺の僧徒背振山を悉 性空上 背振 此 き隠 Щ な の寺祉領有 かども、 背振 (地 も燒失の後、 > 然 n りし事、 n 山 رں 人 は 僧徒も所を去て、 領をも悉く れ共 Ш け の 0) 侍重過失有て る 後义兵火 の 傳 しが、 僧徒 に 僧坊有し 山上に猶燒殘たる小社僧含あ 悉く焦土とな 背 朝野群載第二卷花山法皇 再興する事なし。 及元亨釋書に見え 是を 循存す。 に罹り 振 取上げられ 國中の寺社領を沒收 か Щ b ば 、脊振 く焼 か より頻りに是を請 巨勢廣貴 、天正の末迄は、 h 終に廢亡 T n 以來、 bo 7 金吾中納言秀 く。纔に寺院 山を逃 西 د زژ 油 其後仇を 昔 性 終に重 Ш U) 去て、 性 其後 地 空 彌 4

也。 影 大敷を擧て八十町と云る也。 仏 にの寺社領ありとは是なり。其) は þ 侧 は る 誠 手に 筑 行 上人 る 非す。 所 部村燈籠堂を の 所 像 前 成 0 **御笠郡通古賀** 今に於 住 成 背 性空上人の 75 巨勢が 田 大 西 山院内と云ふも右い八村也。前に所謂天山郷八村をすべて横山と稱す。八村皆山 南 敷 h n 振 影 納言に書しめ iļ 近世領する所 き地 12 地 る は と云傳 像を寫さしめ、具平親王に其賛を作ら に塚あ 畫、 名物 移 • 肥 て書寫山にあり。天皇の勅命にて、三傑 削 な 其廣き事 9 北北 <u>ئ</u>ر ە 住し所は、 具平 限 な 國 、其後書寫山に住せし由見えたり。此 O 松浦 れば、 h る て、 0 は 其 の文 給ひしにも、 叉東門寺 外、 か 郡 那 此 の寺産は、 大 < 彼 鏡 燈籠堂は重留村 珂 北の方は甚さが 行成の 山下にも 郡 15 此山の南の方僧坊の址あ の の 山にて甚秘重する所也。 仲村、 里に至る 0) でとし。 る立岩二 敷地は、 書、 横山八十 性空日向霧島 僧坊多 通 正の 山の末迄猴· に梵 O 寺 北 三絶と云 此 祉 其 0) は 早良郡 四至 字 境 町 山 0 七十五町のなれり。 垫 領 • 皆是 屬 刻 道 * して、 より 地 つ 東 東 す め

彼社 振山と稱す。 山 2 調 は 召れ の神 所々 天台宗也。肥前國神崎郡に屬す。 相續て、上宮に御饌を奉る。又背振の社に參詣する人 の址 を上宮嶽と稱す。 山上の御社をは、下宮に對して上宮と云。 の麓寺と稱せり。是那珂郡別所の枝村院使寺なり。 稱せし由、里人云傳ふ。又那珂郡彌長村にも、 山 の南、 元此山の神職にて、板屋村北山の社の祭を司り、 も残れ の社あり。又前に記す所の湛譽上人を、帝都よ に殘れり。及背振山の末社の址多し。乙護法の し時の勅使、院使寺に至りし事を、玉林苑に背振 る賽錢をも、 かども、山上衰微の後は、専眞名子氏の家世 側に住す。 あ 東門寺より五十町許に靈仙寺と云寺あり。 **b o** 90 是舊記に所謂背振山には非す。 是背振の神の眷屬にして、 就中、此山の北の麓、板屋村には、北 上宮の御饌を調ふる社人眞名子氏 古へは山上の坊にて上宮の御饌 世々此社人の家に納 上 寺 زن 是を下宮と 山號をも背 収 依之 30 東門寺 叉此 背振 山 社. h

云寺あ 寄附 宮 境 樹 行 神 是を下宮と稱す。 社を護持したりとなん。 間近けれ 收せられぬ。 右 かりて、 の 内成 ත 權 7 社 境 に記す如 內 振 の名 る の寺領有 現の社を建て、辯財天をも勸請し、 6 事 を奪び、 し故なるべし。 靈仙寺の多聞坊に住居し、國をは隔たれど、 の 中宮と稱す。 ば、他邦に在ながら、山上の社をかけて此 往昔廣大にして、 中宮下宮彼國に在とて、 智 山上に僧坊もなくなり、 諸國にも又其例多ければ、彼國 < 地藏堂あり。 かりて、此邊をも背振と稱するなるべし。 靈仙寺は肥前國に屬すれば、 し故、 山下に 是皆そのかみ東門寺繁昌の 宮司知泉坊山上を下り、 勸 凡本宮此國に在て 又其麓十五町許に 或は德善大王の社と 又何の比よりか靈仙寺に龍 請 肥前國に及びぬ して 下 東門寺悉く回祿に 宮を立 寺領も秀秋より沒 上宮彼國に屬すべ 彼國より是 れば 彼國より 修學院· 新宮他國 彼國 時、 称す。 りも上 、上宮 さも 其 甚

疑ふべ 勅 前 贅 國なる事、其證明なり。 氏 筑前國早良郡上宮東門寺とあり。又天正六年波多江 野群載の性空傳は、花山法皇の宸筆也。 證とすべし。殊に三代實錄は國史にて、 野群載、元亨釋書、及具平親王の作給へる性空上人 なるべし。凡背振山の筑前に屬する事、三代實錄、朝 往昔神功皇后の舊地には非ず。後世に建立したる所 にて、下宮の沙汰無れば、此國脇山の下宮とても、 きに非ず。 の賛、三國傳通記糅抄等にのせ侍れば、 からず。 國 の證文にも、早良背振の上宮と有れば、上宮は筑前 に應じて作り給へる文なれば、其違ふべきに非ず、 と記すのみ。然れ共溪山風拾葉集は、名もなき の作れる所にして、 博識尊貴の人にして、且性空と時を同うし、 からず。 檜垣嫗集は、 建武三年、當山僧院の田宅の券契に 唯溪山風拾葉集、檜垣嫗か集に、 但上代は只山上の一宮のみ 遊女の記す所なれば、 疎謬のみ多き書なり。 勅書也。 具平親王の 疑ひなき明 8 國 信ず 郡 朝

是靈仙寺を背振と稱するによりて誤れるなるべ と書るは、舊記を考へざるの誤、尤杜撰と云つべし。 の分つ 早良郡背振山と載せ侍るをや。又近代法花直談 珂 同じ 場 より、 西に酒盛山有て、肓北に横たはり、峰筋西より東 溝、 の上筋を以て筑前肥前の境とす。然るに背振山の して、國境を定む。何の所も皆然り。背振山の西 條理なき所を妄に分ちて境とせず。山の嶺、川、 書に、性空上人の事をのせて、背振を肥前に在 郡等に殘れる古き民間の文書にも、往々に のつゞきは、肥前國松浦郡玉島川の上、大野の峰 一、凡諸州において國郡の境を分てるを見るに、 山、早良郡鬼が鼻杯云へる東西の山べ、皆峰 谷、 べき證とするに足らず。況や筑前國早良郡 怡土郡雷山の南、井原山の奥、 南北になだれて、東西の峰つ き來れる道にふさがり隔た がけ、大道などの筋ある所を以て其限と n **b** • いかず。西の 水無 背振山 Щ 筑 飯 頂 b 那

削 背振山の南の境を分ちし所、かくのごとし。前に 立るすぢめにしたがひて、 境、中原の豊前境、合樂の豊後境、 とす。 の谷川をさかのぼりて、背振の東の峰に至る。 といふ所に下り、二重平の谷川を傳ひ、花の木原 東は、酒盛山の南になだれたる尾を境ひて、三渡 せずして、半腹を用る事、其例多し。唐船岩より 唐船岩を印として、山の半腹を境とせる也。凡 闥 の半腹を以て境とする事は、當國九千部山の肥 の半腹を下りて、唐船岩と云大岩ある所を以て境 勢替りぬれば、筋なき所を以て、横さまにかぎりて 方より酒盛山迄、 背振山に僧坊多かりしも、 われなれば、 ならざれば、別に分つべき所無ければ也。昔筑 境を分つべき理無して、酒盛の西から南の方、 此峰筋は、縦横の勢替りて分ちがたき故、 寺院を立べき境地なし。 峰筋を以て國境とせしに、 國を分ちし事、 北 のけはしき山 皆山上を境 南の方筑 斯 (V) 其 山

時より 굸 振山に登る。 背振山を御嶽と云る故、其座主の宅なれば、かく 楯岩ある所を境として、是より又川筋に隨ひて 筋を此所迄上り、此川より川筋雕れて、 國板屋村の分内しせず。亂世の時、此國主に無 れ共、亂世の時なれば、旣に彼方に買収し故、西 及びしかば、錢廿貫に宅を賣て、地をば肥前 宅、立岩の麓、谷川の西北に在て、嶽屋敷 岩、谷川を離れて西北にあり。是古の境に非す。近 削 て、宗國の境內を、座主私に肥前に與へし也。 河内の境内とせり。夫よりして彼宅在し地は、 世背振山の寺社衰微 小河內の民に與ふ。此宅元來筑前國板屋村の より背振の峰に登る境筋に、楯岩と云大石あり。此 し也。 の境内廣き故、 して彼地肥前國に入しかば、花の木原の 此時寺院既に退轉せしが、座主も貧窮に 是古の境にはあらざるなり。 僧坊多かりしと也。 しける時、背振山の座主の別 叉花の木原 西北 扨背振 と云る 地 図 此 此 西

ちし人、筋目に隨ひ、高 酒盛山を南に下りて筑前に 內 大野の向ひ迄を肥前に屬せし也。 以て兩國 扨又東西小河内の川東に流れて、 を流 汕 は民家なし。近年纔に民家あり。 西は肥前にして、 前早只郡 地焼 て背振の東を越、嶺の 內 東 肥前に屬したる事は仔細あ 筑前肥前に分屬し、 村 の方は、すべて筑 夫より南の方川の流にさかのぼりて の嶺より北は、嶺を越て北の麓に下り、東西 中の谷頭、 の谷上に至り、西小河内と東小河内と 1谷川を以て、兩國の境とし、東小 の境とし、東は筑前に圏 に屬し、 肥前境より流れ 是又西小河内に屬す。 西小河内は肥前呻崎郡 山 前なるべきを、 北に下り、 境を定め Ľ 越て、 屬 90 たれば、 背振の 南北に 是古へ し事、 出る 夫背振山の Ļ 那珂郡大野村の 西小 か 大野と云。 川と一に 各 図 權度を以 河 其 西 河内は ・其川を 西の方昔 に屬 郡を分 地を 代 內 رن の 峰 方、 りと \$ þ 75 筑 間

かな。 物 の輕重長短をひとしくするがごと 境を分つ事か < 0) 如 くならずんば有べ į 明 白

に狩 當國を賜 振 民 政公に献 所堺に在て、皆當國早良郡板屋村に屬す。長政公 谷川筋を以て境とす。三渡、 盛山を下り、 聞 往 如 属すと云 聴、官庫に納る所の兩國の繪圖を以て裁し給ふ。 の裁斷に及び難ければ、元祿六年、村民各江 の嶺を兩國の境なりと云、山上の神社も 筑前肥前の境は、 し給 し 多年當國板屋の村民と二重平の地を爭ひ、 \$ り領 此故に長政公は時々背振山を越て南の ず。然るに近年肥前國 柳鶯の官人に是を訟ふ。 50 又此所より村民等炭を焼て、年 唐船岩を限り、 し給ひし時 兩國の民久敷爭ひて決せず。 右に記す如く背振の西 も、當國の境とする所右 花木原、 二重平の下を過て、 神崎 江府 郡 楯岩など云 八保 の宰臣訟を 肥前 山 144 々長 國 府

門山、 失す。 じて、 終 宰臣 き神 謂 て、 後面を摸さず。 是より 2 る 繪圖 靈仙 成べ き上 是をもらせり。 洲 の堺と成 に背振を く記 な 其 の 0 に 江 し 他 是唯道路の遠近、 筥崎等の数箇所のみ其名を載て、 は 圖 栽 先正保年中、 寺に背振の名ある故成 れ共小祠なれば、 し置 釿 は 府の官庫に納む。 名所古跡 9 に、 肥 略 彼 肥前に定 上に背振肥前の國に在て、 前 山肥前に脳すべき事勿論な 背振をも彼國 せし故也。 各其國 或は 神社 國 且山を畵 より獻ぜられ 530 他國を書そへ、或は 0) 台命に依て諸州 も彼國に屬す。 より出 名號を略して記さず。 是を編 殊に背 海 其時當國 此時 〈事、 の圖 川の淺深 べ し。 置 載 し圖 振 より して其名を記さざ の神 只前面を圖 n 72 背振 依之、 0) T. . bo ょ の繪 は 頃年叉諸 みを詳 筑前 祉は、 h • 其他は 官庫 是前 自國 獻 圖 **b** 名所古跡 山 ぜられ を各 江 國 **(**) 名高 を遺 只 嶺 府 獻 所

せらる。今此新圖に依て檢べ見れば、 全闘を製し、名所古跡の名號をも詳に記さし 所なれば、背振の社、今肥前に屬すと云共、 申さば、初に優る道有べけれ共、村民上を憚りて、 舛差尤多き事、獨背振山のみに非す。 規矩の器を以て方位を正し、口口口口の術に に隨ひ、是を載て考備るもの也。 の明證を引據し、舊圖の誤れる事を再度うつた 山川を定め、新に分間を重旬にして、 各繒闘を改正し、 いまだ再訴に及ばず。此編は古記を本として記す べきよし台命あるに依て、 元祿十三年其功成て、 且壹里六寸の分間となして 翌年に是を江府に 邦君家臣數人に命じ、 正保の 筑前一 然は彌舊記 舊錄 繒 州 仮て 献 献 めら 圙

宋國の茶の質を持來りて、 其後附尾、 岩上茶と號するよし、いはなる 建仁寺の開山千光衂師入宋し、 宇治にも、 茶を植たる由云 古き雑抄に見えた 筑前國背振山に是を植 鯞 朝 是より

く植た 先、内國にうへられし事は久しけれ共、 は荒廢す。 に昔千光の植られし茶園有しか共、彼寺舊錄の後 て板屋邊及其下流の諸村に茶園多し。山上東門寺 るは、是を始とする由云傳へたり。今に於 詳なる事は、土産門にしるす。 諸州に廣

〇樋 井 郷

樋有り。 早良郡 3, 樫 浸す爲なり。樋長さ七間半あり。 東油山より出、 麁原、 荒江、 に此邊を樋の郷といふ。 原、 田島より下にては、田島川と云小川也。此河内、 檜原、 の東河内とは別也。此郷中、檜原村の東長き 是は川上に樋を掛て川向に水を取り、 凡十村をすべて樋井郷と云。其川樫 東油、山堤、片江、長尾、田島、鳥飼、 田島村の東鳥飼村を西を經て海に入 昔より此樋ある故 田を

〇太平寺址

檜原 今に其址殘れり。 村の内にて、橿原の堺にある禪寺なりしとか 廣さ七八反許あり。 本尊観音は朽

は 此寺に宿せりといふ。 那珂屋形原に居たる千葉探題歸依の寺なりし汝、 大寺成 て、 佛體共見へざるを、村人茶の庬を構 りしとかや。大友氏旗下の衂を巡見有し時、 へて置 90 普

〇油 山 東西兩村あり。 兩村

近世田 馬其外の遠所迄よく見ゆ。 村あり。西油山、東油山村と號す。 3.0 福 皮と葉とを多く取て抹香とし、 昔は中河原と云ふ。村里なく、田畠もなかりしに、 は此兩山共に僧坊多かりしと云。 に住し、 りて路あり。 里半許 岡 依之油山と云。縮委敷志摩郡の の南にある高山也。 畠を開 民家は所々大石の間にあり。今の西油山の地、 胡麻を作り油を搾て、怡土郡諸寺に 山下より嶺迄廿町許あり。 3 聖武帝の御字にや、 家を作りて村と成れ 山上に登臨すれば、 福岡より 福岡などに持出て賣 此 清賀と云る僧此 其間一里あり。 西油山村には大石 山下の東油 山 b の麓・ 麓より東へ 村民樒 遣しけ 壹 東西に 山迄 廻 山

b 禮あり。今は十九日昔は龍樹權現の下に、 權現をは、 間あり。 に在り。 許あり。 內橫一間、 見ゆ。共東に泪が原と云所あり。石塚多し。 しと云。今は一坊もなし。其趾竹林となれり。 る石あり。 下に記す。 の跡區にして甚だ多し。 と號す。 の葬地成)禪寺あり。山號西油山と云。僧坊三百六拾區 國師四代の法孫也。東福寺の末社成りしと云り。是 家産を助く。龍樹權現の社の趾、山の七分高き所 人の住し所成べし。東油山の寺をば、泉福寺 其下に千石岩とて大岩あり。長四間 其遙下につぶて石迚、横一間 是又禪寺也。 しとかや。此寺燒亡せし事は、背版山 又入事五間許なるもあり。 西油山に鬼塚とて、 奥に入事三間、口ひきく、奥の高さ七尺 山下に移せり。村に近し。九月廿五 四角にして削りなせるが如し。今は龍樹 開山は平田慈均和尚と云。 誠に三百六拾坊も有なん 石崕二十許あり。其 是も右の家屋 長二間許 天福寺と云 是寺僧 横二 僧坊 日祭 あ

遠く、 町あり。 昔の本尊觀音のみ殘て、茶堂あり。 B りしを、 ざりし故也。 寺號とす。 **迄眼下にあざやかに見えて、** 誠に僧坊には宜し。殊更北の方を遙に望めば、 観音堂は、 且南庭に清き池水有で、泉福寺の名もあひにあへり。 遊觀して、 今は林野と成りて、 正月十八日、六月十八日に、此 四方の氣色他に異なる眺め也。 北に院を立て、志賀島の廢寺正覺寺の名をかりて 僧坊三百六十區有しといふ。何の時に滅せしにや、 商賈 俗塵を離れて、閑寂の地也。樹下石上の 元祿七年、承天寺の住持大川禪師、 村より上は漸く坂を上り行く。 集りて、飲食などをうる、昔僧坊の有し所、 寛文五年、公儀に上りし古寺の籍に載 胸裏の鄙客をすゝぎ、道機を觸發すべし。 山の半より下に在り。 僧を置て観音堂を守らしむ。 其跡おびたゃし。 風景勝れたる佳境也。 観音に参詣する者多 暇ある人は、 東油山村より十二 僧坊一字もなか 此道の間、 此所 觀音堂 年毎に 海島 栖

〇神 松 寺

醫德山と號す。片江村にあり。神松寺と號せしは、鎮 守に天神、老松の雨神を祭れる故也。醫徳山と號す 周防山口の大内義隆よりの文書に、可、爲;;祈願所」と るは、本尊に薬師を安置する故なりとぞ。開山は と云。南谷和尙、永享二年の置文あり。天文七年、 國師五代の法孫南谷聖奭也。永享年中に開基せり 其文斯のごとし。

者在廳官人等宜,承知。依、宣行、之。以宣。 早良郡神松寺事、右寺可、為三祈願所」之狀如、件。 大府宣,太宰府廳官人等、可,,早任,,廳宣。筑前國

天文七年七月三日

大貳多々良朝臣判

る故、 狀あり。大内氏此時、太宰大貳職として筑紫の事を司 又天文十四年、大内義隆より寺領二町五反步寄附の 府宣と稱す。其外文書多し。然共今は寺絕て、本尊 太宰府に居らずと云共、其作る所の廳書を大

の名を、 及開 名産あり。其味勝れたり。 山の畵像のみ民家に殘れり。此村に古より梨の 神松寺と號す。 今は諸所に傳はれり。

〇樫 原 村

近き故に、樵夫毎日柴薪を取て福岡に持出うるゆる、 此村は、樋井郷の谷頭に在り。 田圃すくなけれ共、人馬多し。南山の下に、四十塚 ゆる所也。 る道を、 前向の窟四十あり。此村より那珂郡西畑へ越 萩ノ原越と云。此山、福岡の方より能く見 南山の麓也。 福岡に

O発光 村

h 近世此村に大百姓あり。富豪也。屋宅を大に構へた 作り出せり。其後又日の中より火もえ出、俄に盛に成 Ą で家をやく。 て、終に又家を燒く。彼百姓、又新敷造けるが、程な 。或時、家の内にいづくより放つともなく火もえ出 富る者なれば、頓て家を立てしが、本より尚大に 消さんとすれ共叶はず。家終に悉く焼

故なりとぞ。此類猶國中に多し。天道は今に福し、 る宿世の罪有しにやと、其由來を尋るに、彼者の親 貧窮の身と成り、 惡共に報有る事を云り。 是又其先祖高野の僧の宿せしを殺して、其財を取し 又夜須郡山家と云所に商人あり。世々皆癩となる。 を見て、彼僧を殺して銀を取し其報なりとぞ聞えし。 ならずや。又古語に、天道は好、還とも云り。是善 夫婦のみ住ける。 知らず。其後終に家財盡て、家の奴婢を悉~沽却し、 そ侍れ。 不善をなせば是に百殃をくだすと宣へる聖語、 淫に禍すと云り。又曰、善をなせば是に百群を下し、 くまた焼て、 他所より客僧來て宿しけるが、 造れば叉燒ぬ。 乞食の如くにして小屋をかけ、唯 其後は家の燒る事やみね。如何成 天道は誠に恐るべき事にこ 焼る事幾度と云ふ事を 銀多く持たる 豈誠

筑前國續風土記卷之二十一終